

広島市人事委員会規則第10号

令和8年4月16日

広島市人事委員会聴聞実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

広島市人事委員会聴聞実施細則の一部を改正する規則

広島市人事委員会聴聞実施細則（平成6年広島市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第10条第1項及び第3項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和8年5月21日から施行する。